

原子力災害対策編

原子力災害対策編 目次

第 1 章	総 則	674
第 1 節	計画作成の趣旨	674
第 2 節	防災の基本方針	675
第 2 章	災害に対する備え	678
第 1 節	基本方針	678
第 2 節	情報の収集・連絡体制の整備	678
第 3 節	災害応急体制の整備	679
第 4 節	安定ヨウ素剤の備蓄	679
第 5 節	測定体制の整備	680
第 6 節	住民等への情報伝達体制の整備	680
第 7 節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	681
第 8 節	防災業務職員等に対する研修	681
第 9 節	防災訓練の実施	681
第 3 章	災害応急対策	683
第 1 節	基本方針	683
第 2 節	情報の収集・連絡活動	683
第 3 節	活動体制	684
第 4 節	モニタリング等	685
第 5 節	健康被害防止対策	686
第 6 節	市民等への的確な情報伝達	686
第 7 節	屋内退避、避難誘導等の防護活動	686
第 8 節	安定ヨウ素剤予防服用	688
第 9 節	緊急輸送活動	689
第 10 節	飲料水・飲食物の摂取制限等	690
第 11 節	原子力災害時の広報	691
第 12 節	県外からの避難者の受入れ活動	693
第 4 章	災害からの復旧・復興	694
第 5 章	核燃料物質等輸送事故災害への対応	695

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

2011年3月11日14時46分頃、東北地方から関東地方までの太平洋沖を震源域とするマグニチュード9.0（気象庁暫定値）の地震が発生した。宮城県栗原市の震度7をはじめ、宮城・福島・茨城・栃木の各県で震度6強を観測するなど、東日本の各地で強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸部を激しい津波が襲い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、電源喪失による多量の放射性物質の外部放出事故が発生するなど、死者・行方不明者が2万人を超える大規模災害となった。この原子力発電所事故は、国際原子力事象評価尺度の暫定評価がレベル7（深刻な事故）に達し、広範囲で高い線量の大気・土壌・水等の放射能汚染が発生し、福島県内では、警戒区域及び計画的避難区域の設定等により、指定された区域外に避難した人は11万人を超えと言われている。

塩尻市は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から約310キロメートルの距離に位置しているが、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所及び北陸電力株式会社志賀原子力発電所からは約150キロメートル、中部電力株式会社浜岡原子力発電所からは約170キロメートルと、三方をほぼ同距離で原子力発電所が位置している状況である。

このような状況の中、原子力発電所の事故により、万一放射性物質が塩尻市に及んだ場合の対策を進めるため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、原子力発電所の運転及び事業所外運搬により、放射性物質または放射線が事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されたことによる原子力災害に対する対策について、市等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行によって、市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場または事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、塩尻市防災会議が作成する「塩尻市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径5km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね30km圏内）」も、本市を含む長野県内の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、またはそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等及び県等からの情報収集、市民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務 または業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を助け、かつ、その総合調整を行うものとする。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し、万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずるものとする。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施または支援するものとする。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

1 市及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務または業務

処理すべき事務または業務の大綱
(1) 放射性物質の拡散または放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
(2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
(3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
(4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
(5) 市民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。（市）
(6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。（市）
(7) 健康被害の防止に関すること。（市）
(8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。（市）
(9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。（市）
(10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。（市）
(11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。（県）
(12) 汚染物質の除去等に関すること。（市）
(13) その他原子力防災に関すること。（市）

2 原子力事業者各々が処理すべき事務または業務

処理すべき事務または業務の大綱
(東京電力ホールディングス㈱、中部電力㈱等) (1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2章 災害に対する備え

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法に基づき実施する事前体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 県との連携

市は、原子力災害に対して万全を期すため、県との連携を密にし、国、関係市町村、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

その際、消防機関との連携も含め、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
（危機管理課）

第2 事故・異常時の情報収集等

市は、県を通じて関係省庁（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、消防庁等）、所在県、原子力事業者から、事故・異常発生時にはその情報を入手することとし、必要に応じて、災害広報等を実施する。（危機管理課）

第3 機動的な情報収集

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県及び関係市町村等と協力し、必要に応じ、車両及び移動系防災行政無線、衛星携帯電話・アマチュア無線などの移動通信系機器を活用した情報収集体制の整備を図る。（危機管理課）

第4 連絡調整会議への出席

市は、必要に応じて国、県などが主催する連絡調整会議へ出席する。（危機管理課）

第5 モニタリング情報の収集

平常時は、所在県・原子力事業者が所在原子力発電所を対象とした環境放射線モニタリングとして、発電所周辺や敷地境界において、放射線の強さや大気中に含まれる放射性物質の測定を実

施しており、市は、平常時及び緊急時のモニタリング情報等について、災害時に有効活用できるよう、県及び防災関係機関との連携・協力によりモニタリング情報を収集する体制を整備する。

(生活環境課)

第3節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 情報収集・連絡活動のために必要な体制

市は、原子力発電所において、特定事象が発生した場合、速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアルを作成するとともに、関係職員への周知徹底を図る。(危機管理課)

2 市災害対策本部体制

(1) 原子力災害対策本部の設置

市は、市長が対策を行う必要があると認めた場合、副市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

(2) 塩尻市災害対策本部の設置

市は、原子力災害時の応急対策に当たり市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする塩尻市災害対策本部を設置する。

3 原子力災害と地震等の災害とが同時に発生した場合の体制

原子力災害の発生と同時に、本市において、地震、風水害等の災害が発生し、災害対策本部が設置される場合は、要員の追加など災害対策本部の体制強化を図る。

第2 防災関係機関相互の連携体制

市は、県を通じて情報収集に努めるとともに、防災機関としての本市の担う役割についてあらかじめ調整するなど、県及び防災関係機関との連携を図る。(危機管理課)

第4節 安定ヨウ素剤の備蓄

第1 備蓄目的・効果

原子力災害が発生した場合、放射性物質として、揮発性の放射性ヨウ素が放出される可能性があり、放射性ヨウ素は内部被ばくにより、人体に悪影響を与えるおそれがある。この内部被ばくに対しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより、甲状腺への放射線被ばくを阻止・低

減させる効果があるとされるため、松本薬剤師会の協力のもと、あらかじめ安定ヨウ素剤を備蓄する。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや、放射性ヨウ素以外の放射性物質による外部被ばくに対しては防護する効果がないことに留意する。(健康づくり課)

第2 備蓄内容

1 保管場所

松本薬剤師会が指定した、松本市内2ヵ所の薬局等

2 備蓄量

次のとおり2万8千人分(40歳未満の市民及び妊婦)の備蓄を行う。

- (1) ヨウ化カリウム丸薬 50 mg 46,000錠(3歳以上)
- (2) ヨウ化カリウム1本(1本500gを分包して保管)(3歳未満)

第5節 測定体制の整備

市は、県が常時観測している放射線モニタリング情報により、平常時の放射線量を観測するとともに、原子力施設における災害に伴う異常値等を確認したときは、迅速な応急活動が行えるような測定体制を整備する。(生活環境課)

第6節 市民等への情報伝達体制の整備

第1 情報項目の整理

市は、県及び防災関係機関と連携し、特定事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報についてあらかじめ整理する。(危機管理課)

第2 情報伝達手段の整備等

様々な生活様式と生活時間の中で暮らしている市民に、災害時の情報を漏れなく伝えるためには複数の伝達手段を確保する必要があることから、市は、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、SNS、消防団などによる広報、電話連絡、マスコミ等の協力など、要配慮者にも配慮した多様な手段による情報伝達体制の整備に努める。(危機管理課、秘書広報課)

第3 市民相談窓口の準備

市は、県及び防災関係機関と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口設置のための体制を整備する。

また、原子力災害時の相談内容は、心身の健康相談、飲食物の摂取制限に関する相談などが想定されることから、県及び医療機関との連携体制を整えるとともに、原子力防災に関する研修を受けた職員を担当させるなどの対策を講じる。(健康づくり課)

第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、県をはじめとした防災関係機関と協力して、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるとともに、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

(危機管理課、関係部局)

- ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ・ 原子力発電所の概要に関すること。
- ・ 原子力災害とその特性に関すること。
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ・ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者に十分配慮する。

第8節 防災業務職員等に対する研修

市は、原子力対策を円滑に実施するため、次に掲げる事項について、職員に対する職場研修による知識の修得を図る。(関係部局職員)

- ・ 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ・ 原子力発電所の概要に関すること。
- ・ 原子力災害とその特性に関すること。
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ・ 緊急被ばく医療に関すること。
- ・ 緊急時に市や国・県等が講じる対策の内容
- ・ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ・ その他緊急時対応に関すること。

また、防災業務関係職員をはじめとする指定公共機関等が実施する原子力防災等に関する研修へ積極的な参加に努める。

第9節 防災訓練の実施

市は、県及び防災関係機関と協力し、情報収集、広報などの訓練を計画し、実施に努める。

なお、訓練を計画する際には、経済産業省及び所在県が原子力災害対策特別措置法（平成11年法

律第156号。以下「原災法」という。)や地域防災計画に基づき所在原子力発電所において企画・実施する総合的な防災訓練を参考とする。(危機管理課)

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散または放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

1 市が実施する内容

- (1) 市は、県等と連携を密にして情報の入手に努める。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質または放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避または避難が必要となるおそれのある場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。(危機管理課)

2 県が実施する内容

- (1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）または全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態）が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、または必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握するものとする。収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関に連絡するものとする。(危機管理部、環境部)
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質または放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議するものとする。(危機管理部)
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行うものとする。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努めるものとする。

第2 通信手段の確保

- 1 市及び県は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保するものとする。(危機管理課)
- 2 市は、必要に応じ電気通信事業者に対して市、県、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。(危機管理課)

第3節 活動体制

第1 市の活動体制

1 警戒本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質または放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避または避難が必要となるおそれのあるとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織

本部長：副市長、副本部長：教育長、本部員：部長・事業部長、部長相当職

(3) 所管事務

指示の徹底及び各部の情報交換・対応の調整等を行う。

(4) 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 市長が市内において屋内退避または避難のおそれがなくなったと認めたとき。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質または放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避または避難が必要となったとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織

本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：部長・事業部長、部長相当職

(3) 所管事務

指示の徹底及び各部の情報交換・対応の調整等及び本計画に定める事務を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 市内において屋内退避または避難の必要がなくなったとき。

イ 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第2 国の職員及び専門家等の派遣要請

市は、市内において屋内退避または避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じて安全規制担当省庁に専門家の派遣、または原子力事業者に連絡窓口のための職員の派遣を要請する。(危機管理課)

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質または放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避または避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

第1 災害時のモニタリング

1 市が実施する内容

市は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。なお、市が行ったモニタリングの結果は、市ホームページで公表するとともに、県、防災関係機関等に必要に応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。(生活環境課、危機管理課)

2 県が実施する内容

県は、国、所在県、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施するものとする。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要に応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡するものとする。

(環境部、危機管理部)

第2 放射性物質濃度の測定

1 市が実施する内容

市は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。なお、市が行った測定の結果は、市ホームページで公表する。(関係課)

2 県が実施する内容

県は、あらかじめ定めた放射性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表するものとする。(関係部局)

第5節 健康被害防止対策

第1 健康被害防止対策の実施

市及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施するものとする。

第6節 市民等への的確な情報伝達

第1 市民等への情報伝達活動

1 市及び県は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行うものとする。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努めるものとする。

2 県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるものとする。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応するものとする。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

1 市は、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避または避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- (1) 市の防災行政無線や広報車等による広報活動
- (2) 市役所、各支所等での情報提供
- (3) 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- (4) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- (5) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- (6) インターネット、ホームページを活用した情報提供

2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、または原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、

市民等に対する屋内退避または避難の指示等の措置を講ずる。

- (1) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所または避難所を開設する。
- (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (3) 退避・避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (4) 退避所または避難所の開設に当たっては、退避所または避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、飲料水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針(最新改定日 令和4年7月6日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

第2 広域避難活動

- 1 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行うものとする。
- 2 市は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- 3 市からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- 4 JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、市及び県と連携し、避難者の輸送を行うものとする。
- 5 自衛隊は、市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行うものとする。
- 6 市及び県は、必要に応じ、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到達した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第3 屋内退避または避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

市は、市長が屋内退避または避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第8節 安定ヨウ素剤予防服用

第1 服用準備

塩尻市災害対策本部は、原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会が策定した、「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方」に基づき、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素が放出し、または放出するおそれがある場合は、安定ヨウ素剤の服用について国・県の指示等ないし市独自の判断に基づき、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるための準備を行う。

※ 安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標

年齢・性別に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量 100mSv とされているが、緊急時に得られる空間放射線量などから小児甲状腺等価線量の予測線量を容易に決定することはできないため、屋内待避の基準となる外部被ばく実効線量 10～50mSv を指標として服用指示を決定

第2 服用対象者

40歳未満の市民全員を対象とする。

ただし、次に掲げる者には安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮する。

- 1 ヨウ素過敏症の既往歴がある者
- 2 造影剤過敏症の既往歴のある者
- 3 低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者
- 4 ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者
- 5 妊産婦

第3 服用指示

塩尻市災害対策本部は、長野県から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合または塩筑医師会が服用の緊急性を認めた場合は、服用対象者へ安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。

なお、服用に当たっては、指定避難所や災害時医療救護活動マニュアルに定める医療救護所等において、医師、保健師、薬剤師等立会いのもと配布する。

なお、医師、保健師、薬剤師等の立会いが困難な場合は、服用対象者または保護者等が服用に同意した上での服用も可能とする。

第4 服用回数

原則1回とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

第5 服用量

対象者	ヨウ化カリウム量	服用量
新生児(1ヵ月未満)	16.3m g	1包(0.1g)
生後1ヵ月以上3歳未満の者	32.5m g	1包(0.2g)
3歳以上7歳未満の者	50m g	丸薬1丸
7歳以上13歳未満の者	50m g	丸薬1丸
13歳以上40歳未満の者	100m g	丸薬2丸

(注1) 7歳以上であっても丸薬を服用できない場合は、分包薬を服用させ、その服用量は、7歳以上13歳未満は1包(0.3g)とする。

第9節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送体制の確立

(1) 市が実施する内容

市は、緊急輸送体制の確立に努める。自ら確立することが不可能な場合は、直ちに県に対して協力を要請する。

(2) 県が実施する内容

ア 県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行うものとする。（危機管理部）

イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請するものとする。（危機管理部）

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊

第2 緊急輸送のための交通路確保

1 市が実施する内容

市は、関係機関等に対し、交通規制、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 県が実施する内容

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行うものとする。（警察本部）

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応するものとする。（警察本部）

第10節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

1 市が実施する内容

市は、国及び県からの指示があったときまたは放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 県が実施する内容

県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村または水道事業者に対し指示または要請するものとする。（環境部、危機管理部）

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

1 市が実施する内容

市は、国及び県からの指示があったときまたは放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

2 県が実施する内容

県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示するものとする。（農政部、林務部）

第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム

（「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第11節 原子力災害時の広報

市は、市民等に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけなども行う。

第1 広報内容

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と、風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が鎮静化した段階に分けて広報する。

1 特定事象発生時から原子力緊急事態宣言解除までの広報

(1) 被害状況の概要

- (2) 避難及び屋内退避の必要性の有無
- (3) 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- (4) パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- (5) 国・県等の活動体制及び本市の関連事項
- (6) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
(本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報など)
- (7) 要配慮者への情報伝達協力呼びかけ
- (8) その他必要な情報

2 原子力緊急事態解除後の広報

- (1) モニタリング情報(定点観測の状況、緊急時モニタリングの状況など)
- (2) 被害情報及び応急対策実施状況に関すること
(被災地の状況、市民の安否情報(避難場所ごとの被災者氏名等の確認状況等))
- (3) 安心情報
- (4) 風評被害防止のための情報
- (5) 要配慮者への情報提供協力の呼びかけ
- (6) その他必要な情報

第2 広報活動の実施

1 広報活動の方法

市は、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、衛星携帯電話、市ホームページ、エリアメール、SNS、報道機関の活用などあらかじめ整備した広報活動の方法(手段)を適切に使い分けるとともに、複数の方法を組み合わせた効果的な情報伝達を図る。

- (1) 防災行政無線、衛星携帯電話、エリアメール、SNSの利用

防災行政無線、衛星携帯電話は、緊急を要する場合で即時の伝達が必要な緊急情報などの伝達に利用する。

- (2) テレビ・ラジオによる放送

市は、災害時における放送要請に関する協定に基づき、報道機関に対し、テレビ・ラジオによる放送を要請する。

- (3) 市広報車・消防団、消防・県警ヘリコプターによる広報

市は、県及び警察機関と連携し、必要に応じ市広報車、消防団による巡回・広報等を実施する。

- (4) 市ホームページ

上記(1)から(3)で伝達した情報及びモニタリング情報等は、市ホームページに掲載する。

また、国、所在県、県など関連情報のリンク先等も掲載するなど情報の在りかの一元化を図る。

- (5) 新聞による報道
モニタリング情報、安否情報、風評被害防止のための情報など、繰り返し確認が必要な事項等を中心に県と連携を図りながら掲載要請をする。
- (6) 本庁舎、支所及び市出先機関での掲示
市は、市広報誌の災害復旧速報版等を必要に応じ発行する。
- (7) 学校等への連絡
市は、小・中学校、保育園及び幼稚園等に連絡する。
- (8) 地区、区、自主防災組織等との連携

第3 報道機関への発表・協力要請

報道機関による報道については、大規模災害時における市民への重要な情報伝達手段の一つとして位置付け、報道機関へ適時に的確な情報を提供し、災害に関する情報の発表・協力を要請する。また、市及びその他防災関係機関は、県と連携を図りながら報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的または随時に被害状況、応急活動状況等の必要事項を発表するとともに、積極的な資料を提供するよう努める。

なお、災害時の報道を行う際に塩尻市災害対策本部の活動に支障をきたさないよう、取材活動上のルールを定める。

第4 市民相談窓口の設置

市は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口を設置する場合は、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接応対等）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問い合わせの多い内容については、その回答とあわせて広報活動を実施し、市民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

第12節 県外からの避難者の受入れ活動

第1 避難者の受入れ

- 1 市は、県境を越えて避難する者が発生した場合、避難者の受入れ等について、県の対応に準じた対応を実施する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

- 1 市は、県及び避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者が持つ、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。（関係部局）
- 2 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供するものとする。（関係部局）

第4章 災害からの復旧・復興

国、県、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第1 放射性物質による汚染の除去等

市及び県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行うものとする。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

第2 その他災害後の対応

- 1 市及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避または避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。（関係部局）
- 2 市及び県（環境部）は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。
- 3 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。（関係部局）
- 4 市及び県（健康福祉部）は、市民等からの心身の健康に関する相談に応じるものとする。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質または放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、またはそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

第1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行うものとする。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。

- 1 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- 2 消火、延焼防止の措置
- 3 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- 4 モニタリングの実施
- 5 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- 6 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- 7 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- 8 その他放射線障害の防止のために必要な措置

第2 警察及び消防機関の対応

- 1 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備するものとする。
- 2 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。また、市、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備するものとする。